

1 自動車排出ガスの現況について

大気・水質等常時監視結果(平成20年度)における自動車排出ガス関係の概要は次のとおりです。(詳細は「兵庫の環境」ホームページ(<http://www.kankyo.pref.hyogo.jp/JPN/apr/index.html>)に掲載されています。)

(1) 二酸化窒素

自動車排出ガス測定局(以下「自排局」という。)29局で測定を行い、28局で環境基準を達成しています(平成19年度は30局中、29局で達成)。

なお、環境基準未達成の1局は国道176号の栄町(宝塚市)です。

また、昭和53年度以降継続して測定している局(19局)の年平均値は0.026ppmであり、平成12年度以降、減少傾向にあります。(図2)

(2) 浮遊粒子状物質

自排局25局で測定を行い、全局で環境基準を達成しています(平成19年度は26局中、24局で達成)。

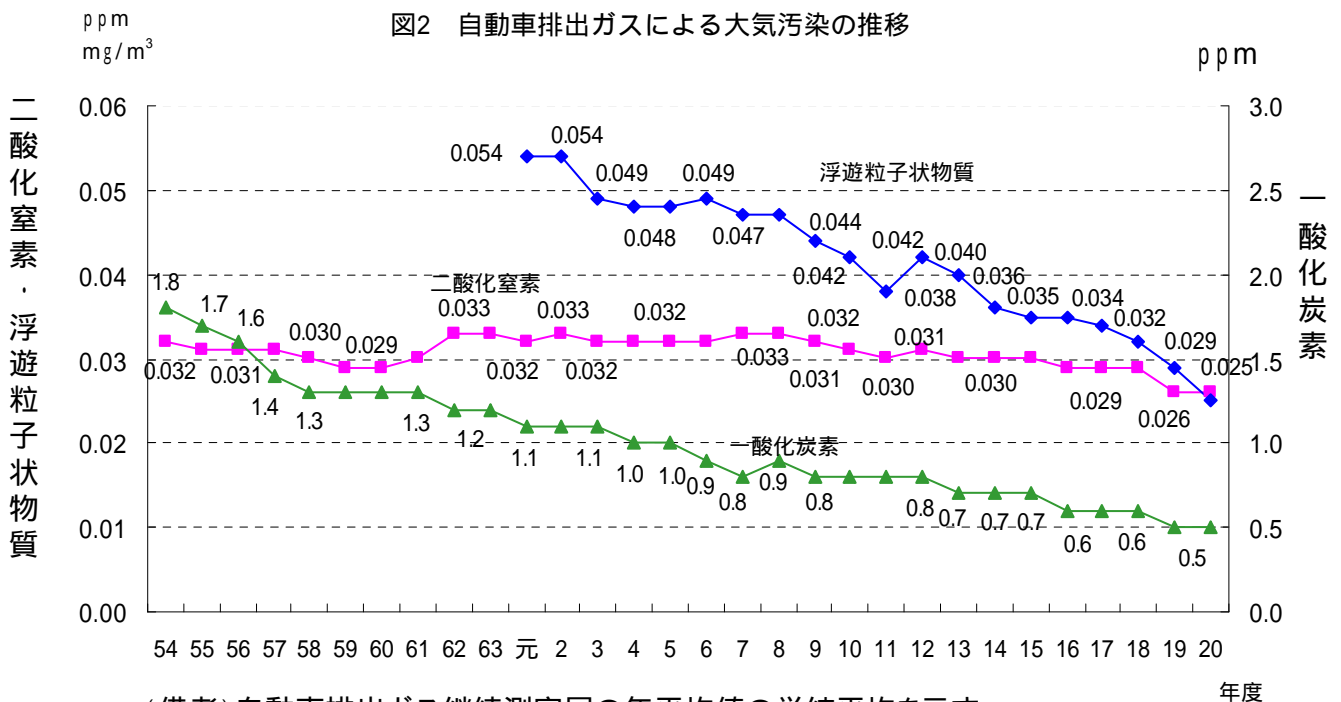
また、平成元年度以降、継続して測定している局(7局)の年平均値は0.025mg/m³であり、近年、減少傾向にあります。(図2)

(3) 一酸化炭素

自排局24局で測定を行い、昭和51年以降、全局で環境基準を達成しています。

また、昭和53年度以降継続して測定している局(16局)の年平均値は0.5ppmであり、減少傾向にあります。

図2 自動車排出ガスによる大気汚染の推移



(備考) 自動車排出ガス継続測定局の年平均値の単純平均を示す。

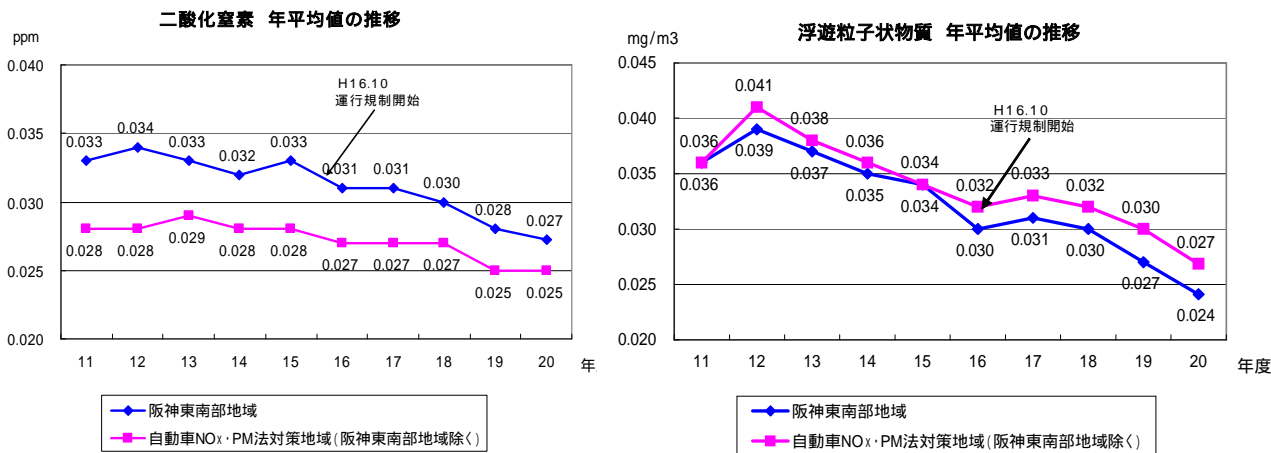
(4) 自動車NOx・PM法対策地域の環境濃度

自動車の交通が集中している地域で、環境基準の確保が困難であると認められる地域として自動車NOx・PM法対策地域*¹が指定されて、自動車排出ガス対策の強化が図られているが、対策地域外からの流入車両には自動車NOx・PM法が適用されないことから、さらに本県では「環境の保全と創造に関する条例」(平成16年10月施行)に基づき、阪神東南部地域*²において、ディーゼル自動車等運行規制を実施しています。

運行規制の開始以降、阪神東南部地域内の自動車排出ガス測定局における年平均値は、一層の改善傾向がみられます。(図3)

- *¹: 自動車NOx・PM法対策地域・・・神戸市、姫路市(旧家島町、旧夢前町、旧香寺町及び旧安富町を除く)、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、播磨町、太子町
 *²: 阪神東南部地域・・・神戸市灘区、東灘区、尼崎市、西宮市南部、芦屋市、伊丹市

図3 自動車NOx・PM法対策地域の環境濃度の推移



2 ディーゼル自動車等運行規制に伴う検査結果等について

(1) カメラ検査

カメラ検査は、規制対象地域内の道路で、走行車両のナンバープレートを撮影し違反車両であるかを確認しています。

年・月	撮影車両	規制対象車両 (違反車両)	県内規制対象車両 (違反車両)	県外規制対象車両 (違反車両)
H16.10～ H20.12	2,208,078	303,294(5,261)	99,764(1,100)	203,530(4,161)
H21.1	41,343	5,377(80)	1,803(21)	3,574(59)
H21.2	43,698	5,140(78)	1,708(18)	3,432(60)
H21.3	36,942	6,052(69)	1,519(13)	4,533(56)
H21.4	42,508	5,513(54)	1,941(15)	3,572(39)
H21.5	37,672	5,961(59)	2,241(7)	3,720(52)
H21.6	41,579	6,140(53)	2,149(15)	3,991(38)
H21.7	39,626	6,982(57)	2,542(13)	4,440(44)
計	2,491,446	344,459(5,711)	113,667(1,202)	230,792(4,509)
		100%(1.66%)	33.0%(1.06%)	67.0%(1.95%)

平成21年7月までのカメラ検査で撮影した規制対象車両は344,459台(県内113,667台、県外230,792台)で、うち違反車両は5,711台(県内1,202台、県外4,509台)となっています。

違反車両台数の府県別内訳は別表のとおりで、兵庫県、岡山県、京都府、奈良県で多く、4府県で全体の約45%を占めています。また、種別では事業用が85%、自家用が15%となっています。

カメラ検査(平成21年7月まで)において運行規制違反を確認した都道府県別台数

府県名	事業用	自家用	計	備考			
				支局名	事業用	自家用	うちバス
兵庫	894	308	1,202	神戸	532	232	16
				姫路	362	76	3
岡山	440	42	482	岡山	430	41	7
				倉敷	10	1	
京都府	369	92	461	京都	369	92	11
奈良	281	123	404	奈良	281	123	10
大阪府	241	56	297	和泉	189	25	4
				大阪	52	31	1
広島	281	12	293	福山	163	7	3
				広島	118	5	3
滋賀	202	45	247	滋賀	202	45	3
和歌山	200	29	229	和歌山	200	29	12
香川	188	12	200	香川	188	12	4
愛媛	161	6	167	愛媛	161	6	2
三重	147	15	162	三重	142	15	5
				鈴鹿	5	0	
福岡	139	13	152	北九州	61	7	
				久留米	35	3	2
				福岡	29	1	1
				筑豊	14	2	
福井	137	4	141	福井	137	4	5
岐阜	112	19	131	岐阜	110	19	1
				飛騨	2	0	1
徳島	100	8	108	徳島	100	8	6
静岡	85	11	96	静岡	36	5	
				浜松	25	3	1
				沼津	24	3	5
鳥取	65	7	72	鳥取	65	7	
山口	62	3	65	山口	60	3	2
				下関	2	0	
石川	64	2	66	石川	58	2	2
				金沢	6	0	
高知	56	2	58	高知	56	2	3
鹿児島	51	2	53	鹿児島	51	2	3
宮崎	45	5	50	宮崎	45	5	1
富山	39	7	46	富山	39	7	1
				名古屋	16	0	2
愛知	41	2	43	三河	14	1	4
				豊橋	7	1	1
				尾張小牧	3	0	
				豊田	1	0	1
				千葉	17	0	8
千葉	40	2	42	千葉	17	0	8
				袖ヶ浦	15	1	14
茨城	40	1	41	成田	8	1	8
				土浦	23	1	3
				水戸	15	0	1
長崎	39	2	41	つくば	2	0	2
				長崎	25	1	1
熊本	37	5	42	佐世保	14	1	
熊本	37	5	42	熊本	37	5	2
島根	32	3	35	島根	32	3	2
長野	29	5	34	松本	19	2	1
				長野	10	3	3
佐賀	30	2	32	佐賀	30	2	1
新潟	29	3	32	新潟	21	3	2
				長岡	8	0	
北海道	26	3	29	札幌	17	2	2
				旭川	5	1	1
				釧路	3	0	
大分	29	1	30	函館	1	0	
				大分	29	1	4
栃木	24	1	25	宇都宮	16	1	4
				栃木	7	0	1
群馬	20	2	22	とちぎ	1	0	1
				群馬	20	2	2
青森	11	2	13	青森	8	1	
				八戸	3	1	2
宮城	9	5	14	宮城	9	5	3
岩手	9	2	11	岩手	9	2	2
福島	9	1	10	福島	9	0	8
				いわき	0	1	
山梨	9	0	9	山梨	9	0	4
秋田	8	0	8	秋田	8	0	3
山形	7	0	7	山形	6	0	1
				庄内	1	0	
埼玉	6	0	6	熊谷	4	0	1
				所沢	1	0	1
				川越	1	0	1
沖縄	0	2	2	沖縄	0	2	2
神奈川	0	1	1	湘南	0	1	
計	4,843	868	5,711		-		217

(2) 街頭検査

国道43号線等主要幹線道路において、兵庫国道事務所等と合同で検査を実施し、運行車両の車検証の提示を求め運行規制違反の有無を確認しています。

検査期間:平成16年10月～平成21年8月

検査回数:234回

	検査車両	うち違反車両
県内車両	418 (22.9%)	17 (4.1%)
県外車両	1,411 (77.1%)	74 (5.2%)
計	1,829 (100%)	91 (5.0%)

平成21年8月までの街頭検査で確認した車両は1,829台(県内418台、県外1,411台)で、うち違反車両は91台(県内17台、県外74台)となっています。

違反車両台数の府県別内訳は兵庫県17台、広島県7台、愛媛県、大阪府、京都府、岐阜県各6台、岡山県、和歌山県各5台、滋賀県、徳島県各4台、群馬県、香川県各3台、鳥取県、山口県、石川県、島根県、奈良県各2台、三重県、福岡県、佐賀県、茨城県、大分県、福島県、北海道、栃木県、熊本県各1台となっています。

また、種別では事業用が78台(86%)、自家用が13台(14%)となっています。

(3) 立入検査

運送事業者及び荷主等の立入検査を行い、車検証の確認や委託運送事業者への運行規制の遵守に係る措置状況について確認を行っています。

検査期間:平成16年10月～平成21年8月

	事業所数	検査車両	猶予期間切れ車両	違反車両
運送事業者	1,122	8,527 (100%)	1,072 (12.6%)	0 (0.0%)

	事業所数	検査車両	猶予期間切れ車両	違反車両
荷主等	854	202 (100%)	25 (12.4%)	0 (0.0%)

猶予期間切れ車両とは、阪神東南部地域を走行すれば違反となる車両

発行 / 兵庫県農政環境部環境管理局大気課 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
TEL:078(362)3287 FAX:078(362)3966
H.P: <http://www.kankyo.pref.hyogo.jp/JPN/apr/index.html>
E-mail: taikika@pref.hyogo.lg.jp

発行日 / 平成21年9月24日